

建設工事下請負等取扱要綱

(趣旨)

第1条 県が発注する建設工事の下請負人等の選定等については、法令、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）、入札参加にあたっての留意事項（平成6年3月30日監－1744）及び建設産業における生産システム合理化指導要綱（平成4年2月20日監－1640）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(下請負人等の選定等)

第2条 受注者（県から直接建設工事を請け負った者をいう。以下同じ。）は、当該建設工事において、次の各号のいずれかに該当する者と下請契約（建設工事の一部について締結される請負契約をいう。以下同じ。）を締結してはならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
- (2) 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準（平成6年9月13日監－848）に基づく指名停止の期間中の者

2 契約担当者は、受注者に対し、当該建設工事について下請契約を締結するときは、県内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。第5条第3項第1号において同じ。）を有する者をその相手方とするよう要請するものとする。

3 契約担当者は、受注者に対し、当該建設工事の材料の調達に係る契約を締結するときは、県内に本店を有する者をその相手方とし、及び調達する材料を県産品とするよう要請するものとする。

第2条の2 受注者は、当該建設工事において、建設業者のうち次の各号のいずれかに該当する者を下請人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出をしていない者
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出をしていない者
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしていない者

第3条 受注者は、当該建設工事の下請負人（下請契約における請負人をいう。以下同じ。）に対し、第2条第1項各号及び前条各号に掲げる者を下請契約の相手方とすることがないよう指導するものとする。

2 受注者は、当該建設工事の下請負人に対し、当該建設工事について下請契約又は当該建設工事の材料の調達に係る契約を締結するときは、前条第2項及び第3項の要請の趣旨を踏まえ、県内経済の健全な発展に配慮するよう指導するものとする。

(要請の方法)

第4条 第2条第2項及び第3項の規定による要請は、契約事項への記載、要請文の掲示及び配布により行うものとする。

(下請負届等)

第5条 受注者は、当該建設工事について下請契約を締結したときは、次に掲げる事項について、直ちに契約担当者に届け出なければならない。

- (1) 下請契約の相手方である下請負人の商号又は名称、住所及び代表者の氏名並びに建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。）にあつては、その建設業許可番号

及び主任技術者の氏名

(2) 下請契約の概要

(3) その他契約担当者が必要と認める事項

2 前項の規定による届出は、様式第1号による届出書（以下「下請負届」という。）により行うものとする。

3 受注者は、当該建設工事について下請契約を締結したときは、次に掲げる事項について点検し、その点検の結果を記録した点検票（以下「下請契約等自己点検票」という。）を作成し、及び作成した下請契約等自己点検票を下請負届に添付して契約担当者に提出しなければならない。

(1) 下請契約の相手方である下請負人の建設業許可及び健康保険等の加入の状況並びに県内に本店を有する者以外の者にあつては、その選定の理由

(2) 下請契約に係る建設業法第19条第1項の規定による書面の状況

(3) その他契約担当者が必要と認める事項

4 下請契約等自己点検票の様式は、様式第2号によるものとする。

（下請契約の締結とみなす行為）

第6条 受注者が、いかなる名義をもってするかを問わず、又はいかなる方法をもってするかを問わず、その役員でない者又は雇用契約を締結していない者を当該建設工事に従事させている場合は、前条の規定の適用上、他の建設業を営む者と下請契約を締結したものとみなす。

（下請負届等の審査及び受注者に対する助言又は指導等）

第7条 契約担当者は、提出を受けた下請負届及び下請契約等自己点検票の内容を審査し、適当でないと認める場合においては、受注者に対し、助言又は指導を行うものとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による助言又は指導を受けた受注者に対する建設工事下請負等実地調査実施要領（平成28年1月8日建政-1354）に基づく実地調査（以下「実地調査」という。）の実施その他下請契約の適正化等を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、受注者が当該建設工事について秋田県低入札価格調査取扱要綱（平成9年8月8日監-1397）に基づく低入札価格調査を経て契約を締結した者である場合は、第1項の規定による助言又は指導の有無にかかわらず、当該受注者に対する実地調査の実施その他下請契約の適正化等を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（行政機関等に対する情報の提供等）

第8条 契約担当者は、県が発注する建設工事において、その受注者又は下請負人に建設業法の規定若しくは建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条の2第5号から第7号までに掲げる規定に違反すると疑うに足る事実があるとき、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条各号のいずれかに該当すると疑うに足る事実があるとき、又は健康保険法若しくは厚生年金保険法若しくは雇用保険法の規定に違反して健康保険等に参加していない事実があるときは、行政機関等に対する照会、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成28年3月24日建政-1725）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 「県工事に係る下請負届等の取扱いについて」（平成4年2月20日監-1639）、「下請負届の提出の徹底について」（平成5年3月30日監-1938）、「下請契約に関する指導に

ついて」（平成５年９月１日監－７９１）、「下請負人の選定のあり方について」（平成１６年１２月１５日建管－２０４２）、「県発注工事における下請及び資材の調達に関する県内業者の優先使用について」（平成１９年３月２９日建管－２４１７）及び「建設業者への協力要請について」（平成２１年４月２４日建管－２６６）は、この要綱の施行と同時に廃止する。

附 則（令和２年９月２９日建政－６８８）

この要綱は、令和２年１０月１日から施行し、同日以後に入札公告等を行う建設工事から適用する。